

令和5年10月から

適格請求書発行事業者制度（インボイス制度）が始まります

この資料は制度の概要を簡単に説明したものです。

詳しい内容は国税庁のホームページ「特集 インボイス制度」をご覧ください。

インボイス制度ってなに？

インボイス制度とは消費税関連の法律で、大きく3点の項目が変更されています。

1. 令和5年10月1日以降発行の請求書等がインボイス請求書等でない場合は、消費税の仕入税額の控除が認められません(令和11年9月30日までの発行分については一定割合が認められます)。
2. インボイス請求書等を発行するためには、税務署に適格請求書発行事業者（インボイス事業者）の申請をして登録番号の交付を受けなければなりません。
なお、インボイス事業者の申請をした場合は、自動的に課税事業者となり、毎年、消費税の申告をしなければなりません。
3. インボイス請求書等は従来の請求書等から記載項目が追加されます。

消費税の仕入税額の控除とは？

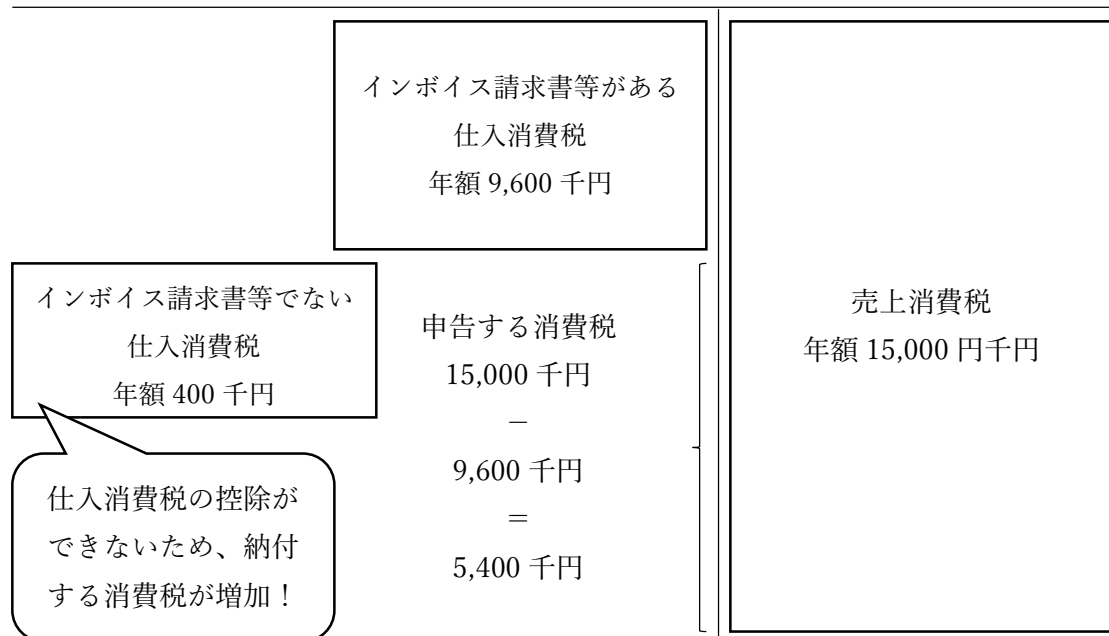
今までの消費税の申告では、売上に関する消費税額から仕入に関する消費税額を差し引いて納付する税額を計算しています。

従来のイメージ

仕入消費税 年額 10,000 千円	
申告する消費税 15,000 千円	売上消費税 年額 15,000 千円
－	
10,000 千円	
＝	
5,000 千円	

インボイス制度導入後の消費税の申告では、売上に関する消費税額からインボイス請求書等がある仕入に関する消費税額を差し引いて納付する税額を計算することになります。

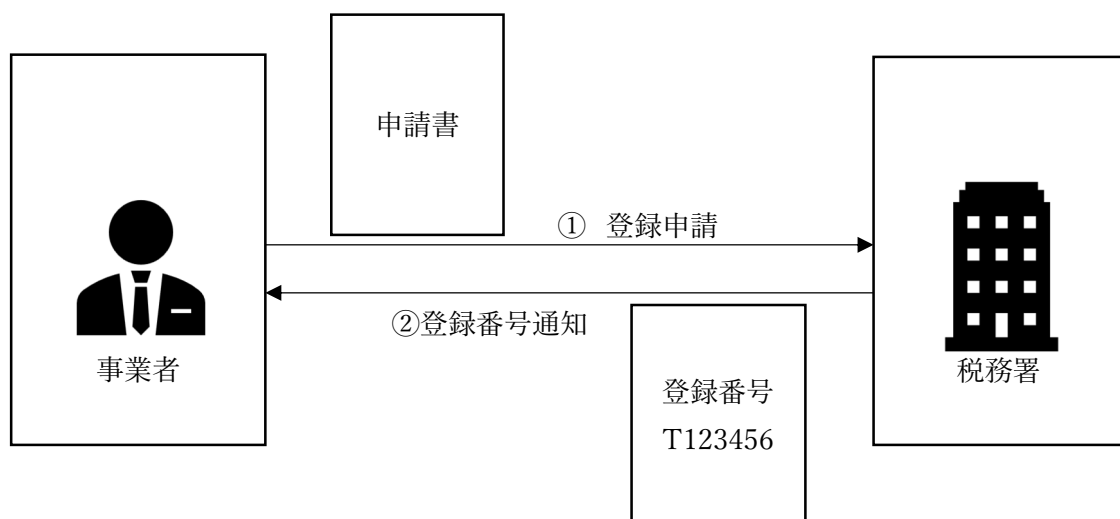
令和5年10月からのイメージ



つまり、インボイス事業者にならない場合は、負担が増える得意先からの値引要求や取引停止など不利益が生じる可能性があります。

インボイス登録はどうやる？

インボイス登録は所轄の税務署に登録申請をします。申請後に税務署の審査があり、登録された場合は税務署から登録番号の通知があります。

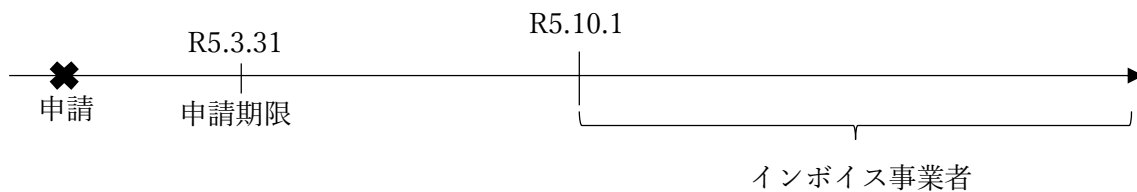


インボイス登録の期限は？

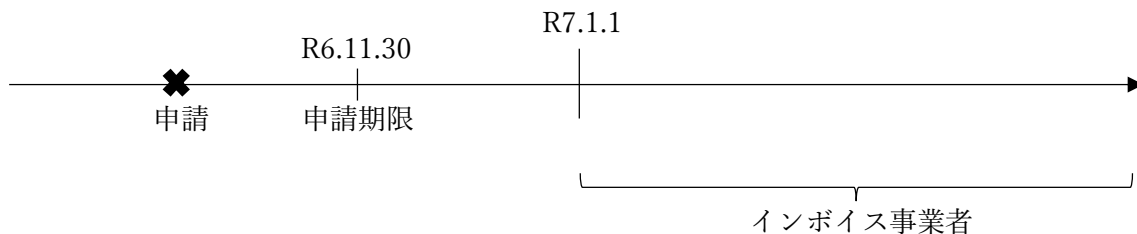
令和5年10月1日からインボイス事業者になりたい場合は令和5年3月31日までに登録申請をしなければなりません。

その他の場合は、基本的にインボイス事業者になりたい事業期間の初日の前日の1ヵ月前までに登録申請をしなければなりません。

例：令和5年10月からなりたい場合



例：令和7年1月1日からなりたい場合

**インボイス請求書とは？**

インボイス請求書とは、インボイス事業者のみに発行が認められる請求書で、次の6つの事項が記載された請求書をいいます。

- ① 発行者（当社）の氏名・名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品の場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及びその税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 相手先の氏名・名称

インボイス登録をせずにインボイス請求書を発行した場合は、刑罰（1年以内の懲役又は50万円以下の罰金）に処されることになります。

インボイス請求書の具体例

請求書																		
⑥相手先の 名称・氏名	△株式会社 ○島様	① 発行者の氏名・ 名所・登録番号	○×商事（株） 登録番号 T1234567890123															
②取引年月日		③取引内容																
11月分御請求額 109,194 円		令和5年12月1日																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">日 付</th> <th style="width: 55%;">品 名</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月10日</td> <td>水PET2L12入り 80ケース *</td> <td>65,280 円</td> </tr> <tr> <td>11月10日</td> <td>おしぼり1000入り 120ケース</td> <td>12,200 円</td> </tr> <tr> <td>11月15日</td> <td>わりばし500入り 20ケース</td> <td>7,680 円</td> </tr> <tr> <td>11月15日</td> <td>ロックアイス500g 40ケース *</td> <td>12,800 円</td> </tr> </tbody> </table>				日 付	品 名	金 額	11月10日	水PET2L12入り 80ケース *	65,280 円	11月10日	おしぼり1000入り 120ケース	12,200 円	11月15日	わりばし500入り 20ケース	7,680 円	11月15日	ロックアイス500g 40ケース *	12,800 円
日 付	品 名	金 額																
11月10日	水PET2L12入り 80ケース *	65,280 円																
11月10日	おしぼり1000入り 120ケース	12,200 円																
11月15日	わりばし500入り 20ケース	7,680 円																
11月15日	ロックアイス500g 40ケース *	12,800 円																
④税率ごとの対価 の額・消費税率		⑤税率ごとの消 費税額																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">8%対象税抜計</td> <td style="width: 20%;">78,080 円</td> <td style="width: 20%;">消費税</td> <td style="width: 20%;">6,246 円</td> </tr> <tr> <td>10%対象税抜計</td> <td>19,880 円</td> <td>消費税</td> <td>1,988 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;">税抜合計</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;">97,960 円 消費税 11,234 円</td> </tr> </table>				8%対象税抜計	78,080 円	消費税	6,246 円	10%対象税抜計	19,880 円	消費税	1,988 円	税抜合計		97,960 円 消費税 11,234 円				
8%対象税抜計	78,080 円	消費税	6,246 円															
10%対象税抜計	19,880 円	消費税	1,988 円															
税抜合計		97,960 円 消費税 11,234 円																
③軽減税率の旨 * 軽減税率の対象商品です																		
振込先 ○◇銀行 当座預金 マルバツシヨウジ（カ △×信用金庫 普通預金 マルバツシヨウジ（カ □☆支店 口座番号 0004325 □☆支店 口座番号 0655534																		

インボイス請求書等は具体例のほか、返品や値引があった場合、請求書に訂正が生じた場合にも厳格な記載方法が定められています。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。